

慰労金先行申請後の変更交付申請について

1 変更交付申請について

慰労金を先行して申請し、支援金を今後申請する場合、変更交付申請が必要です。
変更申請にあたっては、下記の事項をご確認の上、申請してください。

2 申請様式

申請にあたって、使用する様式は、別紙2～別紙10です。
交付申請様式の様式1～様式10ではありませんので、ご注意ください。
また、変更申請については、既に申請済みの慰労金も含め、全体で変更を行います。
そのため、慰労金部分も含め、全てご記入の上、申請をお願いします。

3 留意事項

- ・様式が異なる場合(交付申請の様式を使用していた場合など)や一部だけの変更申請の場合(慰労金部分が記載されていない場合など)は、再度ご提出いただくことになります。
そのため、使用する様式等に誤りがないようご注意ください。
- ・各様式の記入方法については、交付申請時と同様です。記入にあたっては、「はじめにお読みください」等もあわせてご確認ください。
- ・郵送する際には、「**福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障がい分変更)**」と朱書きしてください。